

確認申請～大河原土木かわら版～

震災から3ヶ月になろうとしておりますが、復興はまだ道半ばであります。長い道程になりますが、建築班一同、皆様と一緒に復興に取り組んで参りたいと考えております。

さて、今回は、東日本大震災に関連する取り扱いその他についてお知らせ致します。業務のスムーズな遂行にお役に立てば幸いです。

- ◎東日本大震災に伴う建築確認申請等手数料の減免について
 - ◎建築士免許証再発行手数料の減免について
 - ◎建築士事務所登録等の登録有効期限の延長について
 - ◎建築確認手続き等の簡素化について
- ※詳しくは建築宅地課のホームページをご覧ください。

◎東日本大震災に伴う建築確認申請等手数料の減免について

宮城県では、東日本大震災で被災した建築物を復旧するときは、建築確認等の申請手数料を減免します。

1 対象地域

県内全域(仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市は除く。これら4市については各々の市に確認下さい。)

2 対象手数料

- (1)確認申請等手数料(条例第17条)
 - (2)完了検査申請等手数料(条例第18条)
 - (3)中間検査申請等手数料(条例第18条の2)
 - (4)建築許可等の手数料(条例第19条)
- ※構造計算適合性判定審査手数料は、減免の対象とはなりません。

3 申請期間

災害の発生した日から3年以内

4 減免措置の内容

対象建築物等の状況	減免の割合
当該災害により滅失した住宅に代わるものとして知事が認める住宅を新築し、又は改築するとき	10割 (全額免除)
当該災害により破損した住宅について新築、改築、増築、移転又は大規模の修繕(以下「新築等」という。)をする場合であって知事が認めるとき	7割5分 (3/4減免)
当該災害により滅失した建築物等(住宅を除く。以下この号において同じ。)に代わるものとして知事が認める建築物等を新築し、若しくは改築するとき、又は当該災害により破損した建築物等について新築等をする場合であって知事が認めるとき	5割 (1/2減免)

◎建築士免許証再発行手数料の減免について

宮城県では、東日本大震災で被災し、汚損・亡失した建築士免許証(二級建築士又は木造建築士に限る。)の再発行を申請する際の申請手数料を減免します。

1 対象建築士

宮城県知事登録の二級建築士免許証又は木造建築士免許証の交付を受け、東日本大震災で被災した建築士であって、手数料を免除することが適当と知事が認めるとき

2 申請期間

平成24年3月31日まで

3 対象手数料及び減免措置の内容

発行区分	手数料の額	減免の割合
二級建築士免許証の再発行	5,900円	全額免除
木造建築士免許証の再発行	5,900円	全額免除

◎建築士事務所登録等の登録有効期限の延長について

東日本大震災による被害が甚大であることから、建築士法第23条第1項の規定する建築士事務所の登録有効期限が延長されました。

1 対象者及び延長後の満了日

- (1)対象者: 宮城県内に建築士事務所を有する者
- (2)延長後の満了日: 平成23年8月31日

2 延長期間中の建築士事務所登録(更新)手続き

平成23年3月11日から8月30日までに登録有効期限が到来する建築士事務所のうち、東日本大震災により被災し書類の紛失、避難等により更新申請ができない開設者の方は、今回の措置により平成23年8月31日まで登録有効期限が延長となります。

その間に登録申請ができる状況になりましたら、速やかに申請する必要があります。

建築士法の定めにより1ヶ月前までに申請することとされていることから、平成23年8月1日までに建築宅地課又は各土木事務所(地域事務所)まで申請して下さい。

◎建築確認・審査手続き等の簡素化について

国土交通省は、建築確認手続き等の運用改善(第2弾)により、申請図書の簡素化を行い、5月1日より施行されております。その一部は以下の通りです。

(1)「建築士免許証等の写し」の提出について

確認申請時等に提出する「建築士免許証等の写し」について、建築主事等が提出を求める場合以外は、提出を不要とする。

(2)「内装の仕上げ写真」の提出について

完了検査時等に提出する「内装の仕上げの部分を書した写真」について、建築主事等が提出を求める場合以外は、提出を不要とする。

(3)「委任状」の提出について

確認申請時等に提出する委任状について、確認申請時に建築確認、中間検査、完了検査の申請を一括して代理者に委任する旨を記載した委任状を建築主事に提出しており、各検査時の代理者も同一人である場合は、各検査時に提出する委任状は、確認申請時の委任状の写しで代替可能とする。